

りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド(毎月決算型)

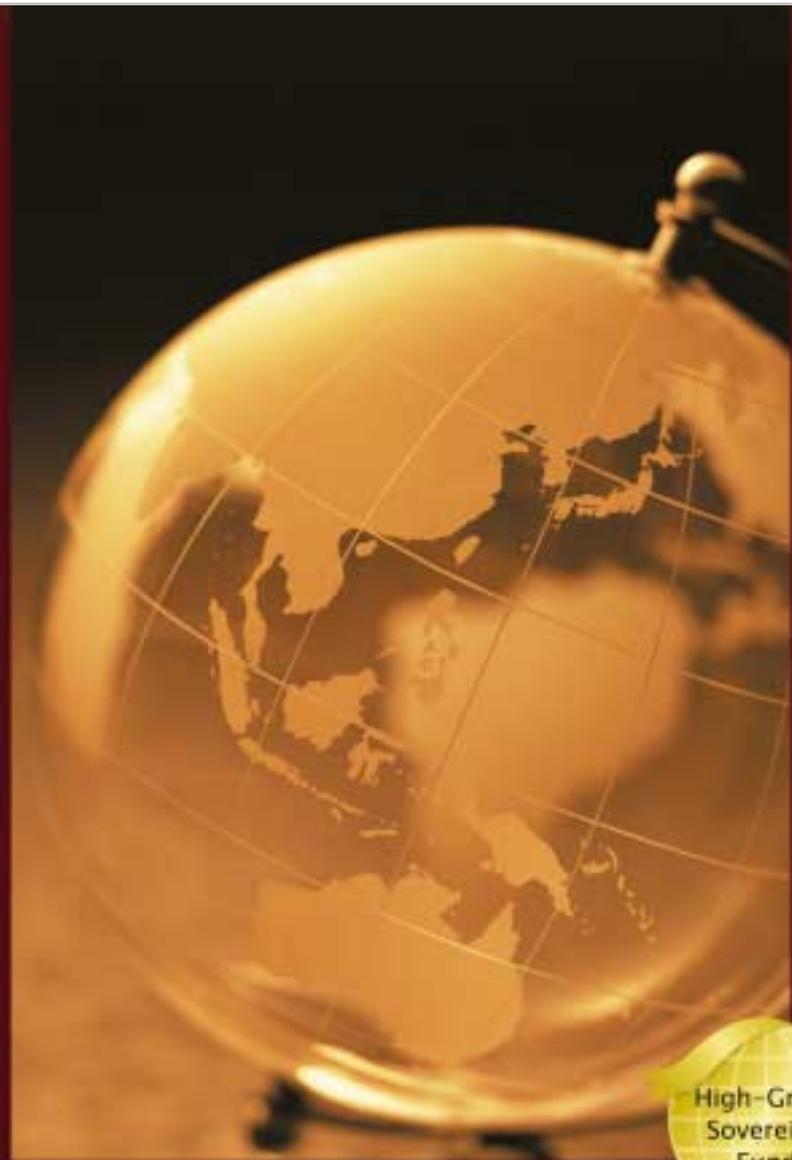
追加型投信／海外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(目論見書)

平成22年6月3日

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



High-Grade
Sovereign
Fund

大和投資信託

Daiwa Asset Management

りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(交付目論見書)

平成22年6月3日

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



High-Grade
Sovereign
Fund

大和投資信託

Daiwa Asset Management

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

基準価額、販売会社などについては、下記にお問合わせ下さい。

委託会社の情報提供窓口

大和証券投資信託委託株式会社

お電話によるお問合わせ先 電話番号(コールセンター) ☎ 0120-106212
(営業日の9:00~17:00)

委託会社のホームページ アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

本文書により行なう「リソな ハイグレード・ソブリン・ファンド(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成22年6月2日に関東財務局長に提出しており、平成22年6月3日にその届出の効力が生じております。

当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」は、投資者の請求により交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

下記の内容は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされる際にあらかじめ、投資家のみなさまに、ご確認いただきたい事項としてお知らせするものです。

当ファンドにかかる、下記の内容および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読み下さい。

記

■当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、主に海外の公社債等を実質的な投資対象としますので、公社債の価格の下落、公社債の発行体の財政難、経営不安等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替レートの変動の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「公社債の価格変動リスク」、「信用リスク」、「為替リスク」などが考えられます。これらのリスクを含むより詳細な内容については、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」に記載しておりますのでご確認下さい。

■当ファンドにかかる手数料等について

◆申込手数料

当ファンドの申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜2.0%)です。

※ くわしくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認下さい。

◆換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はありません。

◆信託報酬

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 1.3125% (税抜 1.25%) の率を乗じて得た額とし、ファンドよりご負担いただきます。

◆その他の費用^(*)

監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等をファンドでご負担いただきます。

(*) 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)の「費用・税金」に記載しておりますのでご確認下さい。

投資信託説明書(交付目論見書) 目次

ファンドの概要.....	1p
商品分類・属性区分.....	3p
ファンドの特色.....	5p
投資方針.....	9p
投資リスク.....	12p
ファンドの仕組み・体制.....	14p
費用・税金.....	18p
申込手続き等の概要.....	21p
管理および運営の概要.....	24p
その他の情報.....	28p
ファンドの運用状況.....	30p
約款.....	38p
用語解説.....	53p

ファンド
の概要

商品分類・
属性区分

ファンド
の特色

投資方針

投資リスク

ファンドの
仕組み・体制

費用・税金

申込手続き
等の概要

管理および
運営の概要

その他の
情報

ファンドの
運用状況

約款

用語解説

ファンドの概要

ファンドの名称	りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド（毎月決算型）
ファンドの目的および基本的性格	追加型投信 / 海外 / 債券 安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
マザーファンドの主要投資対象	海外の公社債等
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
価額変動リスク	当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
申込取扱場所	委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。 (注)くわしくは、表紙裏をご参照下さい。
お買付単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 (注)くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
お買付価額（1万口当たり）	お買付申込受付日の翌営業日の基準価額
お買付時の申込手数料	販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜 2.0%）です。 (注1)くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 (注2)お申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。 (注3)「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。
お買付代金のお支払い	販売会社が定める期日までに、販売会社においてお支払い下さい。 (注)くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。
ご換金価額（1万口当たり）	解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額です。

ご換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
ご換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
ご換金代金のお支払い	原則としてお申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
お申込みの受付中止日・受付時間	シカゴ商品取引所における米国債先物取引またはロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)におけるイギリス国債先物取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお買付けおよびご換金のお申込みの受け付けは行ないません。お申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。委託会社の各営業日 の午後3時までには受付けたお買付けおよびご換金のお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日 の扱いとなります。 前 のお申込受付中止日を除きます。
収益分配	毎計算期末に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。 (注1) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 (注2) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
決算日	毎月9日(休業日の場合翌営業日)
収益分配方針	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 当初設定から1年以内に分配を開始し、分配開始後は、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、上記にかかわらず今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮したうえで分配を付加することがあります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 留保益は、約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。
信託期間	無期限(平成18年6月12日当初設定)
信託報酬率	信託財産の純資産総額に対して年率1.3125%(税抜1.25%)
運用報告書	毎年3月および9月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますようお願い申し上げます。

商品分類・属性区分

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
		アジア		
		オセアニア		
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格付債))	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ()	その他 ()	中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

[商品分類の定義]

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド

「海外」...目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「債券」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

[属性区分の定義]

「その他資産」...組入れている資産

「債券 公債」...目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの

「高格付債」...目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの

「年12回(毎月)」...目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの

「グローバル」...目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの

「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス <http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

(毎月決算型)

りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド

ファンドの特色

ファンド
の特色

1

海外のソブリン債等を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

- 「ソブリン債等」とは、国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債などをいいます。
- 当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

*くわしくは8ページをご覧ください。

2

海外のソブリン債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

1

米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれマザーファンドの信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします(上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。)

※北欧通貨:スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

2

ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

(ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。)

3

国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。

4 ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。

5 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

*くわしくは7・8ページをご覧ください。

3 保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

- ただし、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- マザーファンドにおいて、外貨建資産への投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。

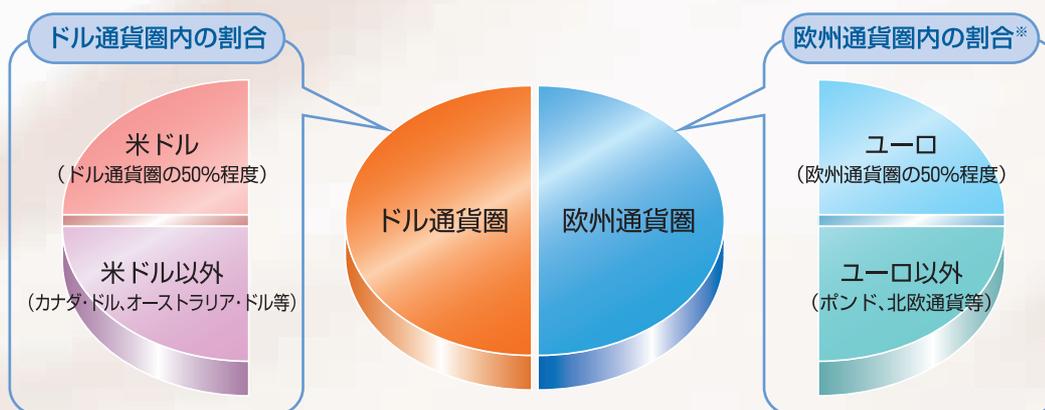
大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

4 毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

決算日は、毎月9日(休業日の場合翌営業日)です。

*くわしくは7ページをご覧ください。

ポートフォリオのイメージ図



※ 欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

(注1) 北欧通貨: スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

(注2) 上図はイメージ図であり、実際の投資割合が上図のとおりとなるとは限りません。

収益の分配について

◆ 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。
ただし、基準価額の水準等によっては、上記にかかわらず今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮したうえで分配を付加することがあります。
なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

◆ 収益分配のイメージ



◆ 上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

◆ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

◆ ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

投資対象の格付けについて

国債については、取得時においてA格相当以上(※2)とすることを基本とします。

国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(※1)とすることを基本とします。

信用度	ムーディーズの場合	S & Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa { Aa1, Aa2, Aa3 }	AA { AA+, AA, AA- }
	A { A1, A2, A3 }	A { A+, A, A- }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C
低い		D

※1: AA格相当以上の格付け (Aa, A, Baa, Ba, B, Caa, Ca, C)

※2: A格相当以上の格付け (Aaa, Aa, A)

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズやスタンダード・アンド・プアーズ(S & P)といった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。

この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

マザーファンド方式について

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。

マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンド(ハイグレード・ソブリン・マザーファンド)の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に再投資されます。

投資方針

投資方針

投資対象	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。 （注）その他の投資対象については約款をご参照下さい。
投資態度	<p>主としてマザーファンドの受益証券に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>マザーファンドにおける海外のソブリン債等への投資にあたっては、以下の点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。</p> <p>イ．米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします（上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。）。</p> <p>北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ</p> <p>ロ．ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）。</p> <p>ハ．国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上）とすることを基本とします。</p> <p>ニ．ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。</p> <p>ホ．金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。</p> <p>保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。ただし、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>

<p>投資制限</p>	<p>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。(約款) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限りません。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(約款) 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。(約款) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。(約款)</p> <p>(注) 投資制限についてくわしくは約款をご参照下さい。</p>
<p>収益分配方針</p>	<p>分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 当初設定から1年以内に分配を開始し、分配開始後は、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、上記にかかわらず今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮したうえで分配を付加することがあります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 留保益は、約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。</p>
<p>運用体制</p>	<p>後掲「ファンドの仕組み・体制」をご参照下さい。</p>

投資方針

参考 マザーファンド（ハイグレード・ソブリン・マザーファンド）の概要

投資対象	海外の公社債等を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。</p> <p>イ．米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします（上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。）</p> <p>北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ</p> <p>ロ．ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）</p> <p>ハ．国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上）とすることを基本とします。</p> <p>ニ．ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。</p> <p>ホ．金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。</p> <p>外貨建資産の投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p>

投資リスク

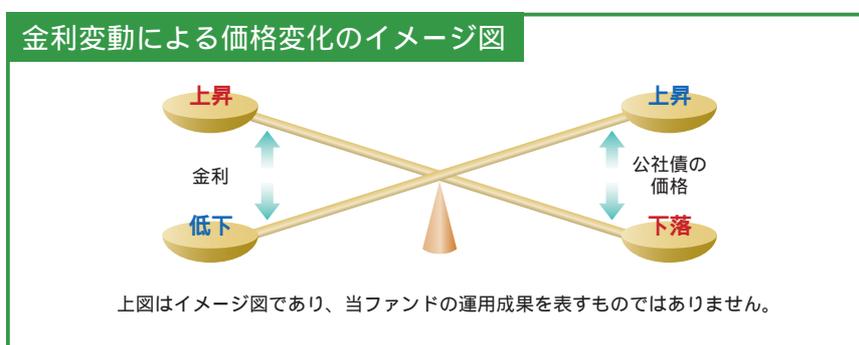
価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。**委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますようお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

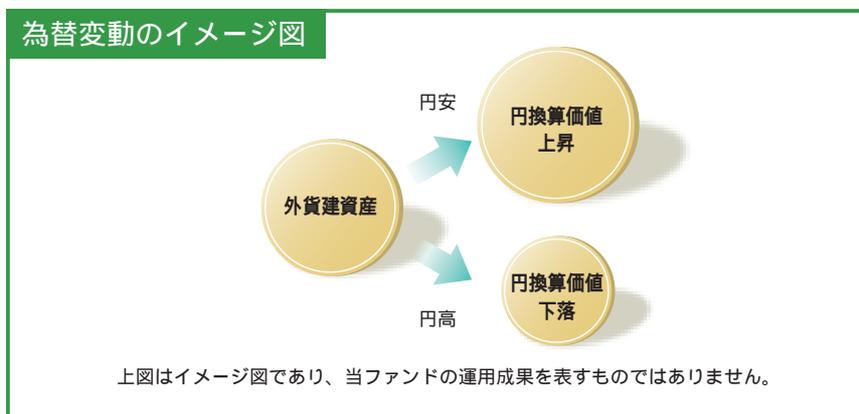
1 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）



公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。**組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。**

2 外国証券への投資に伴うリスク

為替リスク



投資リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

3 その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

換金性が制限される場合

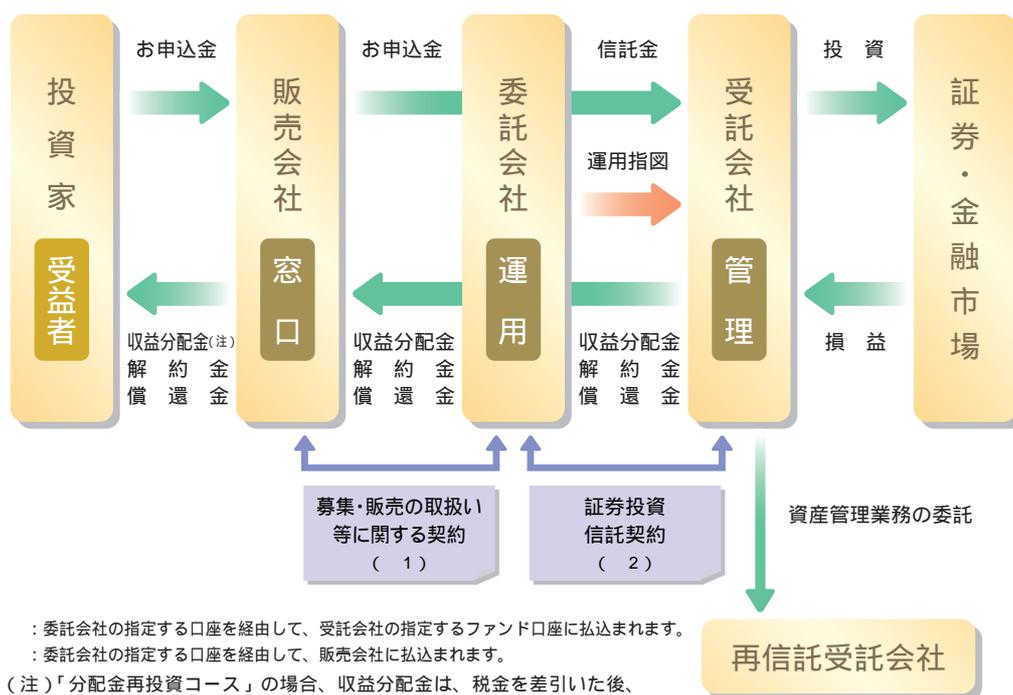
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者があるご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

「リスク管理体制」については、後掲「ファンドの仕組み・体制」をご参照下さい。

ファンドの仕組み・体制

ファンドの仕組み



：委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。
 ；委託会社の指定する口座を経由して、販売会社に払込まれます。
 (注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に再投資されます。

ファンドの
仕組み・体制

当ファンドの関係法人の名称および役割

<p>販売会社</p>	<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(1)に基づき、次の業務を行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
<p>委託会社</p>	<p>[大和証券投資信託委託株式会社]</p> <p>当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
<p>受託会社</p>	<p>[株式会社りそな銀行]</p> <p>信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など

ファンドの仕組み・体制

- (1) 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- (2) 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

委託会社の概況（平成22年3月末日現在）

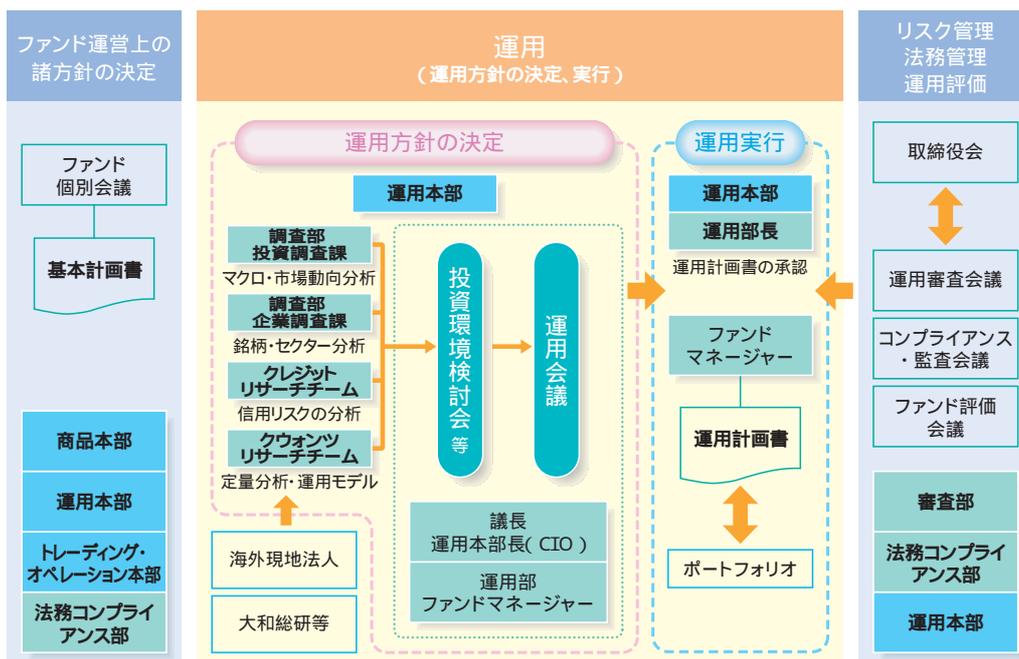
- ・名称 大和証券投資信託委託株式会社
- ・代表者の役職氏名 取締役社長 石橋俊朗
- ・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革
 - 昭和34年12月12日 設立登記
 - 昭和35年2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 - 昭和35年4月1日 営業開始
 - 昭和60年11月8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 - 平成7年5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 - 平成7年9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 - 平成19年9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第352号)
- ・大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比 率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525株	100.00%

運用体制

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長(CIO)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用本部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．運用本部長(CIO)(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

ファンド運用に関する組織運営

ファンドマネージャーの任命・変更

運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定

各ファンドの分配政策の決定

代表取締役に対する随時的的確な状況報告

その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．運用副本部長(1~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

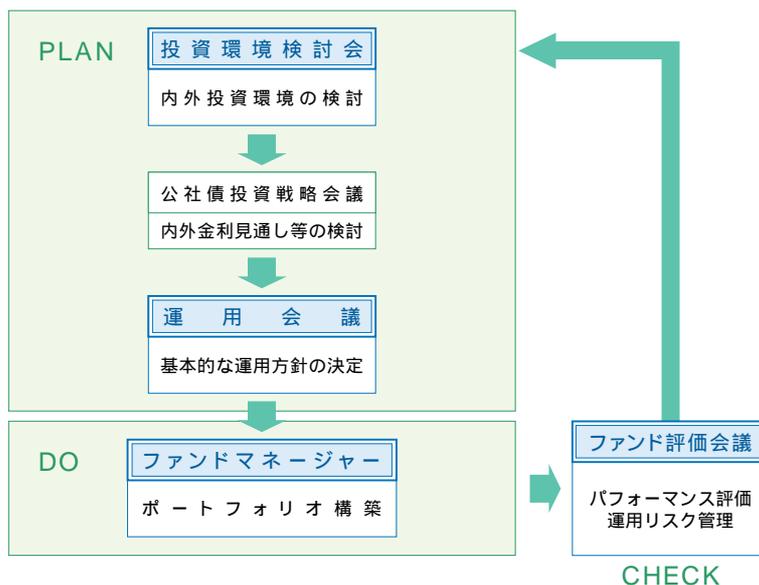
さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は20~30名程度です。

受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

ファンドの仕組み・体制

運用プロセスについて



PLAN

投資環境検討会では、主にマクロ分析を基に内外投資環境について検討します。公社債投資戦略会議では、内外金利の動向について検討し、金利見通しを策定します。運用会議で、基本的な運用方針を決定し、これを踏まえてファンドマネージャーがファンドの運用方針を策定し、運用部長が承認します。

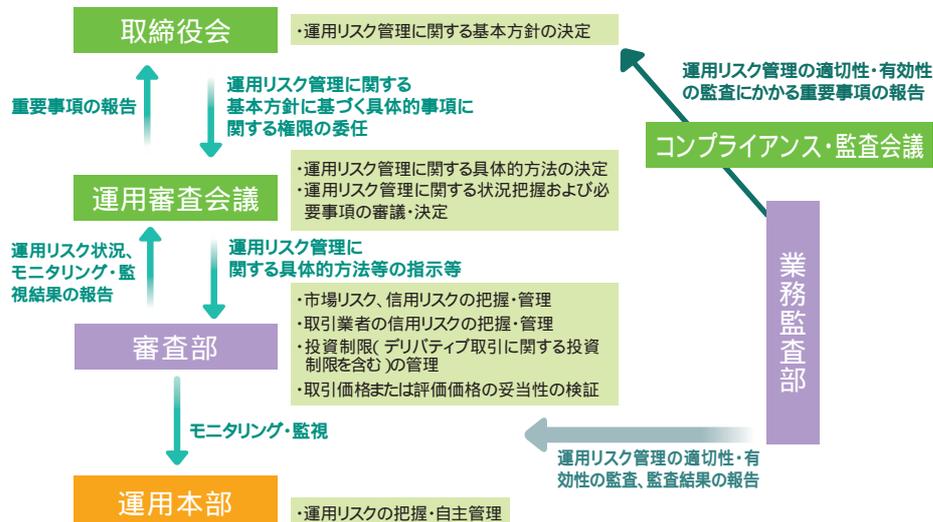
DO

ファンドマネージャーは、承認された運用方針に基づきポートフォリオを構築します。

CHECK

ファンド評価会議でパフォーマンス評価、ファンドの運用リスク分析を行ない、運用へフィードバックを行ないます。

リスク管理体制



上記の体制等は平成22年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

費用・税金

直接ご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
お 買 付 時	お 申 込 手 数 料	販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、 2.1% (税抜2.0%) となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
ご 換 金 時 (解約請求の場合)	所得税および地方税	解約時の差益(解約価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)に対して…… 10%
収 益 分 配 時	所得税および地方税	普通分配金に対して…… 10%
償 還 時	所得税および地方税	償還時の差益(償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)に対して…… 10%

個人の受益者の場合。平成23年12月31日まで、特例措置として10%の税率が適用されます。

お申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。

ご換金手数料は、ありません。

信託財産留保額は、ありません。

くわしくは「課税上の取扱い」をご参照下さい。

信託財産で間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用

信 託 報 酬 等

時 期	費 用				
	総額	純資産総額に対して…… 年率1.3125% (税抜1.25%)			
毎 日	配 分		委託会社	販売会社	受託会社
		500億円未満	年率1.3125% (税抜1.25%) から販売会社、 受託会社分を除 いた額	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.0525% (税抜0.05%)
		500億円以上1,000億円未満		年率0.7875% (税抜0.75%)	
1,000億円以上	年率0.840% (税抜0.80%)				

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

上記の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

その他の手数料等

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

マザーファンドより支弁する手数料等

有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

- ・ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ・ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

課税上の取扱い

1 個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

ただし、平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

2 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

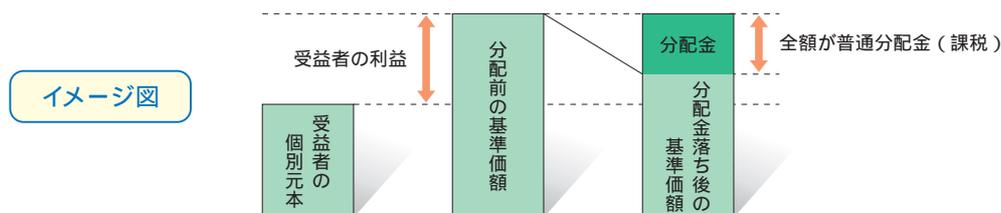
受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

普通分配金みの場合

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

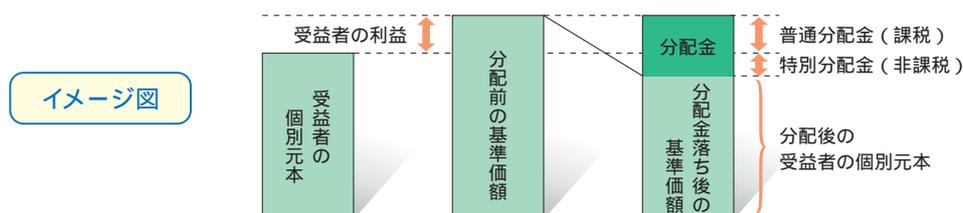


個別元本、基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

普通分配金と特別分配金がある場合

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



個別元本、基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

- ・ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ・ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

申込手続き等の概要

お買付けは

お申込方法

販売会社において取引口座を開設のうえお申込み下さい。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

(注) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい積立投資契約を締結していただきます。

(注) 上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。

お買付時期

原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

ただし、シカゴ商品取引所における米国債先物取引またはロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)におけるイギリス国債先物取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受け付けは行ないません。

委託会社の各営業日 の午後3時までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日 の取扱いとなります。

上記のお申込受付中止日を除きます。

お買付単位

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

お買付価額

お買付価額(1万口当たり)は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お申込手数料

販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜2.0%)です。

(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

(注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。

(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。

お買付代金のお支払い

販売会社が定める期日までに、販売会社においてお支払い下さい。

(注) くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。くわしくは約款をご参照下さい。

ご換金は

ご換金時期

原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。

ただし、シカゴ商品取引所における米国債先物取引またはロンドン国際金融先物取引所 (LIFFE) におけるイギリス国債先物取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受け付けは行ないません。

委託会社の各営業日 の午後3時までに受付けたお申込み (当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日 の取扱いとなります。

上記のお申込受付中止日を除きます。

ご換金単位

最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

ご換金価額

(1万口当たり)

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額です。

ご換金金のお支払い

原則としてお申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。

受け付けの制限

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。くわしくは約款をご参照下さい。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

くわしくは約款をご参照下さい。

申込手続き等の概要

収益分配金・償還金のお支払いは

収益分配金

「分配金再投資コース」をご利用の場合

収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「分配金支払いコース」をご利用の場合

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社でお支払いします（税金が差引かれます。）

償還金

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社でお支払いします。

（注）収益分配時、償還時の税金について、くわしくは前掲「費用・税金」をご参照下さい。

収益分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

くわしくは約款をご参照下さい。

管理および運営の概要

資産の評価は

[基準価額]

基準価額

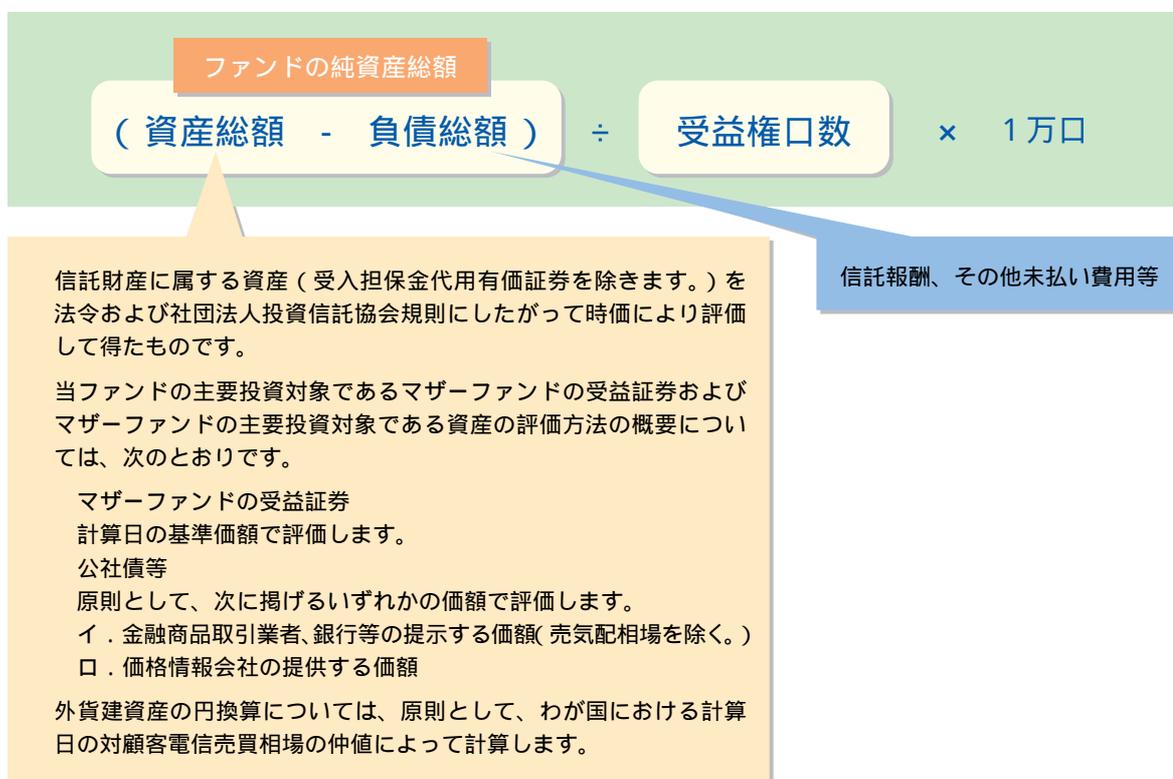
信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額情報の入手方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

[基準価額の算出]



信託期間は

信託期間は、無期限です。

ただし、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合等には、信託を終了させることがあります。

上記についてくわしくは約款をご参照下さい。

管理および運営の概要

計算期間は

毎月10日から翌月9日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

信託金の限度額は

5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

繰上償還については

次のいずれかの場合には、委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、信託契約を解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

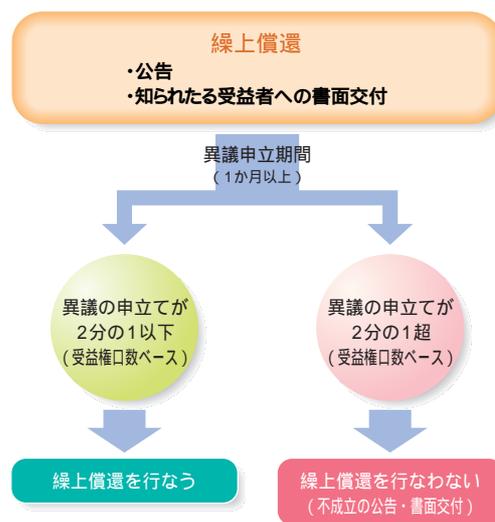
- ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合
- ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

〔信託の終了(繰上償還)にかかる手続きの概要〕

繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。

前の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、繰上償還は行ないません。繰上償還を行なう場合において、前の一定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。



(注) すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

上記のほか、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき等には、信託を終了させること（繰上償還）があります。

上記について詳しくは約款をご参照下さい。

約款変更については

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、信託約款を変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

〔変更内容が重大なときの信託約款の変更にかかる手続きの概要〕

信託約款を変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。

前 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はしません。信託約款の変更を行なう場合において、前 の一定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。



(注) すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしています。

運用経過のお知らせなどは

委託会社は、毎年3月および9月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

受益者の権利等については

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。）を持分に応じて請求する権利を有します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。

その他の情報

[有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所]

該当ありません。

[内国投資信託受益証券の形態等]

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

[発行価額の総額]

1兆円を上限とします。

[申込期間]

平成22年6月3日から平成22年9月17日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

[払込期日]

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

[払込取扱場所]

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。

[振替機関に関する事項]

振替機関は下記のとおりです。
株式会社 証券保管振替機構

[振替受益権について]

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

[保管]

該当事項はありません。

[関係法人との契約の更改]

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

その他の情報

[内国投資信託受益証券事務の概要]

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

[ファンドの詳細情報の項目]

- | | |
|-------------|------------------|
| 第1 ファンドの沿革 | 第4 ファンドの経理状況 |
| 第2 手続等 | 1 財務諸表 |
| 1 申込（販売）手続等 | (1) 貸借対照表 |
| 2 換金（解約）手続等 | (2) 損益及び剰余金計算書 |
| 第3 管理及び運営 | (3) 注記表 |
| 1 資産管理等の概要 | (4) 附属明細表 |
| (1) 資産の評価 | 2 ファンドの現況 |
| (2) 保管 | 純資産額計算書 平成 年 月 日 |
| (3) 信託期間 | 資産総額 |
| (4) 計算期間 | 負債総額 |
| (5) その他 | 純資産総額 (-) |
| 2 受益者の権利等 | 発行済数量 |
| | 1単位当たり純資産額 (/) |
| | 第5 設定及び解約の実績 |

ファンドの運用状況

[運用状況]

(1) 投資状況 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	71,021,234,969	99.81
内 日本	71,021,234,969	99.81
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	133,252,923	0.19
純資産総額	71,154,487,892	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	154,546,072,277	93.87
内 オーストラリア	19,350,130,925	11.75
内 カナダ	22,225,423,016	13.50
内 デンマーク	2,787,834,117	1.69
内 ユーロ	35,597,912,246	21.62
内 英国	28,156,637,340	17.10
内 ノルウェー	1,878,783,066	1.14
内 スウェーデン	5,708,174,251	3.47
内 米国	38,841,177,316	23.59
特殊債券	4,495,058,357	2.73
内 オーストラリア	4,495,058,357	2.73
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	5,600,038,325	3.40
純資産総額	164,641,168,959	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引 (売建)	621,210,000	△0.38
内 日本	621,210,000	△0.38

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注 3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産(平成 22 年 3 月 31 日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	68,566,552,394	1.00580 68,964,240,592	1.0358 71,021,234,969	— —	99.81%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ファンドの運用状況

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.81%
合計	99.81%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	12,425,400,000	134.55 16,718,375,700	134.55 16,718,375,700	8.000000 21/06/07	10.15%
2	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	16,885,440,000	98.20 16,582,346,352	96.53 16,300,190,650	5.250000 19/03/15	9.90%
3	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	9,964,584,000	138.14 13,765,873,504	136.58 13,610,127,056	8.125000 21/05/15	8.27%
4	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	8,231,536,000	156.60 12,890,585,376	156.02 12,843,665,621	9.000000 25/06/01	7.80%
5	ITALIAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	8,369,640,000	102.88 8,611,187,810	103.34 8,649,688,154	4.250000 20/03/01	5.25%
6	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	5,666,136,000	120.93 6,852,454,894	119.74 6,784,744,569	6.250000 23/08/15	4.12%
7	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	5,861,520,000	97.28 5,702,145,271	95.93 5,623,366,442	4.500000 39/08/15	3.42%
8	BELGIUM GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	3,647,664,000	125.95 4,594,232,808	126.22 4,604,081,501	8.000000 15/03/28	2.80%
9	ITALIAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	3,747,600,000	106.65 3,997,002,780	106.83 4,003,748,460	4.250000 13/04/15	2.43%
10	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	2,948,400,000	133.45 3,934,639,800	134.07 3,952,919,880	8.750000 17/08/25	2.40%
11	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	3,650,400,000	105.12 3,837,300,480	106.31 3,880,740,240	5.000000 25/03/07	2.36%
12	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	2,874,936,000	135.10 3,884,067,285	133.78 3,846,348,125	7.500000 24/11/15	2.34%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
13	SWEDISH GOVERNMENT BOND スウェーデン	国債証券 —	3,067,995,000	116.05 3,560,622,957	116.16 3,563,844,352	5.000000 20/12/01	2.16%
14	ITALIAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,748,240,000	116.54 3,202,798,896	117.38 3,226,076,489	6.000000 31/05/01	1.96%
15	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	3,070,080,000	99.89 3,066,921,229	99.34 3,049,940,275	5.750000 21/05/15	1.85%
16	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	2,167,832,000	138.45 3,001,428,439	136.85 2,966,699,770	8.125000 21/08/15	1.80%
17	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	2,731,664,000	105.20 2,873,765,161	104.28 2,848,715,802	4.000000 17/06/01	1.73%
18	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,123,640,000	129.14 2,742,596,114	129.63 2,753,023,187	6.250000 24/01/04	1.67%
19	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	1,973,736,000	133.79 2,640,661,394	135.16 2,667,839,739	6.500000 27/07/04	1.62%
20	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	2,393,632,000	108.34 2,593,356,654	107.57 2,574,901,751	4.500000 15/06/01	1.56%
21	FRENCH GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,498,400,000	100.40 2,508,618,456	100.51 2,511,191,808	3.500000 20/04/25	1.53%
22	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	1,777,064,000	141.56 2,515,647,340	140.03 2,488,440,490	9.000000 18/11/15	1.51%
23	ITALIAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,248,560,000	108.09 2,430,670,874	108.15 2,432,020,010	4.750000 13/02/01	1.48%
24	DANISH GOVERNMENT BOND デンマーク	国債証券 —	1,740,086,000	137.20 2,387,415,393	137.44 2,391,626,401	7.000000 24/11/10	1.45%
25	SPANISH GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,248,560,000	102.67 2,308,708,980	103.60 2,329,530,646	4.650000 25/07/30	1.41%
26	SWEDISH GOVERNMENT BOND スウェーデン	国債証券 —	1,821,582,000	117.82 2,146,333,639	117.71 2,144,329,899	6.750000 14/05/05	1.30%
27	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	1,614,600,000	118.51 1,913,462,460	119.64 1,931,868,900	6.000000 28/12/07	1.17%
28	INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK オーストラリア	特殊債券 —	1,705,600,000	101.45 1,730,433,536	100.36 1,711,893,664	6.500000 19/08/20	1.04%
29	EUROFIMA オーストラリア	特殊債券 —	1,705,600,000	98.12 1,673,551,776	96.98 1,654,142,048	6.250000 18/12/28	1.00%
30	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	1,600,560,000	94.45 1,511,728,920	95.11 1,522,292,616	4.250000 36/03/07	0.92%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ファンドの運用状況

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	93.87%
特殊債券	2.73%
合計	96.60%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	オタドル売/円買 2010年4月	売建	4,000,000	365,416,000	365,400,000	△0.22%
		オーストラリアドル売/円買 2010年4月	売建	3,000,000	256,539,000	255,810,000	△0.16%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年6月12日)	1,000,000	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成18年9月11日)	1,041,436	1,041,436	1.0414	1.0414
第2特定期間末 (平成19年3月9日)	1,078,469	1,078,469	1.0785	1.0785
第3特定期間末 (平成19年9月10日)	1,060,242	1,067,242	1.0602	1.0672
第4特定期間末 (平成20年3月10日)	25,946,540,697	26,135,537,551	1.0296	1.0371
第5特定期間末 (平成20年9月9日)	91,861,384,993	92,572,635,175	0.9687	0.9762
第6特定期間末 (平成21年3月9日)	90,706,851,278	91,552,159,782	0.8048	0.8123
平成21年3月末日	93,635,718,354	—	0.8235	—
4月末日	93,405,570,364	—	0.8231	—
5月末日	92,411,637,597	—	0.8178	—
6月末日	93,175,162,918	—	0.8307	—
7月末日	91,566,772,200	—	0.8230	—
8月末日	89,959,888,171	—	0.8168	—
第7特定期間末 (平成21年9月9日)	89,421,946,141	89,970,794,421	0.8146	0.8196
9月末日	86,960,709,985	—	0.8033	—
10月末日	86,500,056,586	—	0.8158	—
11月末日	81,002,666,618	—	0.7876	—
12月末日	79,154,989,121	—	0.7905	—
平成22年1月末日	75,408,768,398	—	0.7705	—
2月末日	72,089,170,482	—	0.7536	—
第8特定期間末 (平成22年3月9日)	71,864,596,488	72,338,582,698	0.7581	0.7631
3月末日	71,154,487,892	—	0.7800	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0000
第2特定期間	0.0000
第3特定期間	0.0280
第4特定期間	0.0450
第5特定期間	0.0450
第6特定期間	0.0450
第7特定期間	0.0300
第8特定期間	0.0300

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	4.1
第2特定期間	3.6
第3特定期間	0.9
第4特定期間	1.4
第5特定期間	△1.5
第6特定期間	△12.3
第7特定期間	4.9
第8特定期間	△3.3

ファンドの運用状況

[財務ハイライト情報]

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、あずさ監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド（毎月決算型）

1 貸借対照表

	前期	当期
	平成21年9月9日現在	平成22年3月9日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,042,951,144	276,036,091
親投資信託受益証券	89,071,787,513	71,618,914,886
未収入金	—	750,000,000
流動資産合計	90,114,738,657	72,644,950,977
資産合計	90,114,738,657	72,644,950,977
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	548,848,280	473,986,210
未払解約金	43,289,957	230,525,058
未払受託者報酬	3,929,760	2,941,408
未払委託者報酬	94,314,516	70,594,049
その他未払費用	2,410,003	2,307,764
流動負債合計	692,792,516	780,354,489
負債合計	692,792,516	780,354,489
純資産の部		
元本等		
元本	109,769,656,176	94,797,242,097
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△20,347,710,035	△22,932,645,609
元本等合計	89,421,946,141	71,864,596,488
純資産合計	89,421,946,141	71,864,596,488
負債純資産合計	90,114,738,657	72,644,950,977

2 損益及び剰余金計算書

	前期	当期
	自 平成21年3月10日 至 平成21年9月9日 金額 (円)	自 平成21年9月10日 至 平成22年3月9日 金額 (円)
営業収益		
受取利息	144,886	167,449
有価証券売買等損益	5,097,033,702	△2,118,872,627
営業収益合計	5,097,178,588	△2,118,705,178
営業費用		
受託者報酬	24,433,495	21,138,056
委託者報酬	586,404,835	507,314,412
その他費用	2,410,003	2,307,764
営業費用合計	613,248,333	530,760,232
営業利益又は営業損失 (△)	4,483,930,255	△2,649,465,410
経常利益又は経常損失 (△)	4,483,930,255	△2,649,465,410
当期純利益又は当期純損失 (△)	4,483,930,255	△2,649,465,410
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△21,157,894	34,234,572
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△22,000,949,289	△20,347,710,035
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,439,667,817	3,547,208,849
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	1,439,667,817	3,547,208,849
剰余金減少額又は欠損金増加額	926,536,510	410,549,755
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	926,536,510	410,549,755
分配金	3,364,980,202	3,037,894,686
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△20,347,710,035	△22,932,645,609

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前期	当期
	自 平成21年3月10日 至 平成21年9月9日	自 平成21年9月10日 至 平成22年3月9日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

約 款

追加型証券投資信託

(りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド (毎月決算型))

約 款

大和証券投資信託委託株式会社

運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ハイグレード・ソブリン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてマザーファンドの受益証券に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

③ マザーファンドにおける海外のソブリン債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。（上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。）

※ 北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）。

ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上）とすることを基本とします。

ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。

ホ. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

④ 保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。ただし、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等は行なうことができるものとします。

⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ⑤ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ スワップ取引の範囲
スワップ取引は、約款第25条の範囲で行ないます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲
金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第26条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 当初設定から1年以内に分配を開始し、分配開始後は、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、上記にかかわらず今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮したうえで分配を付加することがあります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド (毎月決算型))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ④ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手續を委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締

約 款

結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削 除)

第16条 (削 除)

第17条 (削 除)

第18条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたハイグレード・ソブリン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 なお、第1号の証券または証書、第8号ならびに第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第8号ならびに第12号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第21条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条ならびに第20条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第24条から第26条まで、第28条、第30条、第35条および第36条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行

ないます。

(投資する株式の範囲)

第23条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図)

第24条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、

信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められ

約 款

る場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第32条 (削 除)

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属

する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第40条 この信託の計算期間は、毎月10日から翌月9日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年6月12日から平成18年8月9日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告）

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、

約 款

受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の125の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第47条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金につ

いては前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第47条 受益者が、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第45条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第49条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが

約 款

困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第55条 第49条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第49条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、平成20年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、平成20年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

② 平成20年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

- 第 1 条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第 2 条 第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第 3 条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 第 4 条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第 5 条 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

平成18年 6月12日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

I 別に定める取引

約款第12条および第48条の「別に定める取引」とは、次のものをいいます。

シカゴ商品取引所における米国債先物取引
ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）におけるイギリス国債先物取引

用語解説

(投資信託の基本的な用語をまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。)

◆委託会社

- 商品の性格や運用の方針などのファンド内容を決め、信託銀行（受託銀行）への指図を通じて資金の実質的な運用を行なう会社です。また、投資家に商品を説明する書類（目論見書）や、運用内容・結果を説明する書類（運用報告書）を作成し、基準価額の計算も行ないます。投信会社、運用会社などと呼ばれる場合もあります。

◆格付け

- 債券の信用力の度合い（利払いや元本返済の確実性）を示したものです。格付け会社が発行体の財務能力、信用力、今後の方向性等を分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。
- 債券の発行体（国や自治体、企業等）自体の格付けのほか、発行される個々の債券ごとの格付けがあります。利払いや返済の条件によって、同じ発行体であっても、格付けが異なることもあります。また、債券だけでなく、国全体や保険などの債務支払い能力に対して付けられることもあります。
- 債券に投資するファンドの場合、ファンドの目的に合わせて、投資できる格付けの水準が定められている場合もあります。

◆基準価額

- ファンドの純資産総額を残存口数で割ったもので、毎営業日に計算されます。単位口数当たり（※1）のファンドの当日価額を表しており、投資家が買付けあるいは換金を行なうときの基準となる価額です。
- また、運用成果を反映して毎日変動しますので、ファンドの運用成績を評価する基準（※2）ともなります。

※1：1口＝1円でスタートしたファンドの基準価額は、多くの場合、1万口当たりで公表されます。

※2：信託報酬は既に控除されていますが、販売手数料や信託財産留保額は反映されていません。投資家が損益を計算する際にはそれらの費用のほか、税金等も考慮して計算する必要があります。

◆信託報酬

- 投資信託の運用・管理費用として、販売会社、委託会社（運用会社）、受託銀行の三者が、それぞれの役割に対して信託財産の中から受取る報酬です。
- 信託報酬は、信託財産から日々差し引かれます。信託財産から負債を引いて時価評価したものの、純資産総額を口数で割ったものが基準価額ですから、基準価額の段階では、既に信託報酬は控除されています。

◆追加型投資信託

- ファンド設定後も購入できる投資信託です。信託期間は無期限のものと期限付きのものがあります。

(投資信託の基本的な用語をまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。)

◆ヘッジ

- 株式相場などにおける将来の価格変動リスクを回避・軽減することをいいます。回避する手段としては、信用取引や先物、オプションなどのデリバティブ取引を用います。基本パターンとしては、保有現物株の値下がりによる損失を食い止めるために行なう売りヘッジ（信用売り・先物売り）と、将来購入予定の株が購入する前に値上がりしてしまうリスクを防ぐ目的で行なう買いヘッジ（信用買い・先物買い）が挙げられます。この他に、外貨建証券で運用するファンドが行なう為替ヘッジなどもあります。

◆マザーファンド（方式）

- ファンドの運用の一方式です。この方式の場合、投資家が購入する各ファンドはベビーファンドと呼ばれ、ベビーファンドは原則として別に設定したマザーファンドの受益証券に投資します。ベビーファンドの資金をまとめることにより、運用効率を高めることをねらいとしています。

◆目論見書（投資信託説明書）

- 有価証券の募集もしくは売出しの際、投資家に対して販売や勧誘を行なう際に当該有価証券の内容や発行者の事業内容を記載した法定開示資料です。
- 投資信託の目論見書は委託会社が作成します。ファンドの仕組みやリスク、運用方針、分配方針、約款の内容、それらに加え、既に設定されているファンドの場合は、これまでの運用状況などが記載されています。

りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド (毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

平成22年6月3日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成22年6月2日に関東財務局長に提出しており、平成22年6月3日にその届出の効力が生じております。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

第三部 ファンドの詳細情報

第1 ファンドの沿革

平成 18 年 6 月 12 日	信託契約締結、当初自己設定、運用開始
平成 19 年 10 月 17 日	ファンドの名称を「りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド（毎月決算型）」に変更（従来は「ダイワ・ハイグレード・ソブリン・ファンド（毎月分配型）」）

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、シカゴ商品取引所における米国債先物取引またはロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)におけるイギリス国債先物取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までには受け付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

ただし、販売会社は、シカゴ商品取引所における米国債先物取引またはロンドン国際金融先物取引所(L I F F E)におけるイギリス国債先物取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債等：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 2. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

無期限とします（平成18年6月12日当初設定）。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

毎月10日から翌月9日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年6月12日から平成18年8月9日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したと

きは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定

にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年3月および9月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとし、当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の

抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第4 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成21年3月10日から平成21年9月9日まで)及び当特定期間(平成21年9月10日から平成22年3月9日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 10 月 23 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元太志 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな ハイグレード・ソブリン・ファンド（毎月決算型）の平成 21 年 3 月 10 日から平成 21 年 9 月 9 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド（毎月決算型）の平成 21 年 9 月 9 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 4 月 16 日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山元太志 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

久野佳樹 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな ハイグレード・ソブリン・ファンド（毎月決算型）の平成 21 年 9 月 10 日から平成 22 年 3 月 9 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド（毎月決算型）の平成 22 年 3 月 9 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド (毎月決算型)

(1) 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 21 年 9 月 9 日現在	平成 22 年 3 月 9 日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,042,951,144	276,036,091
親投資信託受益証券	89,071,787,513	71,618,914,886
未収入金	—	750,000,000
流動資産合計	90,114,738,657	72,644,950,977
資産合計	90,114,738,657	72,644,950,977
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	548,848,280	473,986,210
未払解約金	43,289,957	230,525,058
未払受託者報酬	3,929,760	2,941,408
未払委託者報酬	94,314,516	70,594,049
その他未払費用	2,410,003	2,307,764
流動負債合計	692,792,516	780,354,489
負債合計	692,792,516	780,354,489
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	109,769,656,176	94,797,242,097
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△) ※2	△20,347,710,035	△22,932,645,609
元本等合計	89,421,946,141	71,864,596,488
純資産合計	89,421,946,141	71,864,596,488
負債純資産合計	90,114,738,657	72,644,950,977

(2) 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成21年3月10日 至 平成21年9月9日	自 平成21年9月10日 至 平成22年3月9日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	144,886	167,449
有価証券売買等損益	5,097,033,702	△2,118,872,627
営業収益合計	5,097,178,588	△2,118,705,178
営業費用		
受託者報酬	24,433,495	21,138,056
委託者報酬	586,404,835	507,314,412
その他費用	2,410,003	2,307,764
営業費用合計	613,248,333	530,760,232
営業利益又は営業損失 (△)	4,483,930,255	△2,649,465,410
経常利益又は経常損失 (△)	4,483,930,255	△2,649,465,410
当期純利益又は当期純損失 (△)	4,483,930,255	△2,649,465,410
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△21,157,894	34,234,572
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△22,000,949,289	△20,347,710,035
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,439,667,817	3,547,208,849
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	1,439,667,817	3,547,208,849
剰余金減少額又は欠損金増加額	926,536,510	410,549,755
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	926,536,510	410,549,755
分配金 ※1	3,364,980,202	3,037,894,686
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△20,347,710,035	△22,932,645,609

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成21年3月10日 至 平成21年9月9日	当 期 自 平成21年9月10日 至 平成22年3月9日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成21年9月9日現在	当 期 平成22年3月9日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	112,707,800,567 円 5,169,234,455 円 8,107,378,846 円	109,769,656,176 円 2,003,809,749 円 16,976,223,828 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	109,769,656,176 口	94,797,242,097 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,347,710,035円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は22,932,645,609円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成21年3月10日 至 平成21年9月9日	当 期 自 平成21年9月10日 至 平成22年3月9日
※1 分配金の計算過程	(自平成21年3月10日 至平成21年4月9日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(381,256,491円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,480,282,400円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は6,861,538,891円(1万口当たり601.15円)であり、うち570,696,338円(1万口当	(自平成21年9月10日 至平成21年10月9日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(263,290,318円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,804,136,549円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は5,067,426,867円(1万口当たり468.38円)であり、うち540,952,759円(1万口当

たり 50 円) を分配金額として
おります。

(自平成 21 年 4 月 10 日 至平
成 21 年 5 月 11 日)
計算期間末における解約に伴
う当期純利益金額分配後の配
当等収益から費用を控除した
額 (320, 319, 635 円)、解約に
伴う当期純利益金額分配後の
有価証券売買等損益から費用
を控除し、繰越欠損金を補填し
た額 (0 円)、投資信託約款に
規定される収益調整金

(6, 254, 302, 437 円) 及び分配
準備積立金 (0 円) より分配対
象額は 6, 574, 622, 072 円 (1 万
口当たり 579. 50 円) であり、
うち 567, 269, 189 円 (1 万口当
たり 50 円) を分配金額として
おります。

(自平成 21 年 5 月 12 日 至平
成 21 年 6 月 9 日)
計算期間末における解約に伴
う当期純利益金額分配後の配
当等収益から費用を控除した
額 (285, 766, 832 円)、解約に
伴う当期純利益金額分配後の
有価証券売買等損益から費用
を控除し、繰越欠損金を補填し
た額 (0 円)、投資信託約款に
規定される収益調整金

(5, 973, 504, 754 円) 及び分配
準備積立金 (0 円) より分配対
象額は 6, 259, 271, 586 円 (1 万
口当たり 554. 93 円) であり、
うち 563, 973, 988 円 (1 万口当
たり 50 円) を分配金額として
おります。

(自平成 21 年 6 月 10 日 至平
成 21 年 7 月 9 日)
計算期間末における解約に伴
う当期純利益金額分配後の配
当等収益から費用を控除した
額 (290, 031, 265 円)、解約に
伴う当期純利益金額分配後の
有価証券売買等損益から費用
を控除し、繰越欠損金を補填し
た額 (0 円)、投資信託約款に
規定される収益調整金

たり 50 円) を分配金額として
おります。

(自平成 21 年 10 月 10 日 至
平成 21 年 11 月 9 日)
計算期間末における解約に伴
う当期純利益金額分配後の配
当等収益から費用を控除した
額 (282, 500, 655 円)、解約に
伴う当期純利益金額分配後の
有価証券売買等損益から費用
を控除し、繰越欠損金を補填し
た額 (0 円)、投資信託約款に
規定される収益調整金

(4, 418, 628, 673 円) 及び分配
準備積立金 (0 円) より分配対
象額は 4, 701, 129, 328 円 (1 万
口当たり 445. 18 円) であり、
うち 528, 005, 943 円 (1 万口当
たり 50 円) を分配金額として
おります。

(自平成 21 年 11 月 10 日 至
平成 21 年 12 月 9 日)
計算期間末における解約に伴
う当期純利益金額分配後の配
当等収益から費用を控除した
額 (242, 309, 432 円)、解約に
伴う当期純利益金額分配後の
有価証券売買等損益から費用
を控除し、繰越欠損金を補填し
た額 (0 円)、投資信託約款に
規定される収益調整金

(4, 041, 301, 216 円) 及び分配
準備積立金 (0 円) より分配対
象額は 4, 283, 610, 648 円 (1 万
口当たり 418. 94 円) であり、
うち 511, 249, 494 円 (1 万口当
たり 50 円) を分配金額として
おります。

(自平成 21 年 12 月 10 日 至
平成 22 年 1 月 12 日)
計算期間末における解約に伴
う当期純利益金額分配後の配
当等収益から費用を控除した
額 (370, 987, 919 円)、解約に
伴う当期純利益金額分配後の
有価証券売買等損益から費用
を控除し、繰越欠損金を補填し
た額 (0 円)、投資信託約款に
規定される収益調整金

<p>(5,658,477,530円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は5,948,508,795円(1万口当たり530.89円)であり、うち559,096,739円(1万口当たり49.90円)を分配金額としております。なお、当該分配金額は、1万口当たり50円の分配金額に期末残存口数を乗じた額(560,243,898円)から外国所得税控除額(1,147,159円)を控除した後の額であります。</p>	<p>(3,675,884,425円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は4,046,872,344円(1万口当たり406.22円)であり、うち498,112,504円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p>
<p>(自平成21年7月10日 至平成21年8月10日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(404,070,535円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(5,340,798,450円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は5,744,868,985円(1万口当たり517.47円)であり、うち555,095,668円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成22年1月13日 至平成22年2月9日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(220,547,505円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,459,887,573円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は3,680,435,078円(1万口当たり378.97円)であり、うち485,587,776円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p>
<p>(自平成21年8月11日 至平成21年9月9日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(290,622,973円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(5,131,968,297円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は5,422,591,270円(1万口当たり494.00円)であり、うち548,848,280円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成22年2月10日 至平成22年3月9日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(258,190,270円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,118,638,141円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は3,376,828,411円(1万口当たり356.22円)であり、うち473,986,210円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p>

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成21年9月9日現在		当 期 平成22年3月9日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	89,071,787,513	△1,861,407,754	71,618,914,886	1,032,484,538
合計	89,071,787,513	△1,861,407,754	71,618,914,886	1,032,484,538

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成21年3月10日 至 平成21年9月9日	当 期 自 平成21年9月10日 至 平成22年3月9日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成21年3月10日 至 平成21年9月9日	当 期 自 平成21年9月10日 至 平成22年3月9日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	前 期 平成21年9月9日現在	当 期 平成22年3月9日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8146円 (8,146円)	0.7581円 (7,581円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受 益証券	ハイグレード・ソブリン・マザーファン ド	71,205,920,547	71,618,914,886	
親投資信託受益証券	合計	71,205,920,547	71,618,914,886	
合計		71,205,920,547	71,618,914,886	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成21年9月9日現在	平成22年3月9日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	△553,201,351	2,854,041,719
コール・ローン	1,333,608,359	619,982,823
国債証券	186,479,551,359	154,722,360,553
特殊債券	—	4,373,800,103
派生商品評価勘定	—	2,520,000
未収入金	2,059,877,056	—
未収利息	2,941,416,037	2,100,962,034
前払費用	431,005,484	333,561,300
流動資産合計	192,692,256,944	165,007,228,532
資産合計	192,692,256,944	165,007,228,532
負債の部		
流動負債		
未払解約金	500,000,000	952,000,000
流動負債合計	500,000,000	952,000,000
負債合計	500,000,000	952,000,000
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	185,953,215,931	163,104,244,131
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6,239,041,013	950,984,401
元本等合計	192,192,256,944	164,055,228,532
純資産合計	192,192,256,944	164,055,228,532
負債純資産合計	192,692,256,944	165,007,228,532

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成21年3月10日 至 平成21年9月9日	自 平成21年9月10日 至 平成22年3月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>	<p>国債証券及び特殊債券</p> <p>同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成21年9月9日現在	平成22年3月9日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	199,943,355,715 円	185,953,215,931 円
同期中における追加設定元本額	537,416,366 円	63,730,071 円
同期中における一部解約元本額	14,527,556,150 円	22,912,701,871 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	92,255,827,090 円	84,975,498,472 円
りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド (毎月決算型)	86,176,265,009 円	71,205,920,547 円
りそな・東京応援・資産分散ファンド	2,402,500,162 円	2,283,937,567 円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	1,276,657,207 円	1,256,613,109 円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	357,337,689 円	306,289,021 円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	259,020,213 円	211,877,546 円
りそな・中部応援・資産分散ファンド	1,064,384,495 円	1,019,888,018 円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	319,911,780 円	284,576,488 円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	1,607,500,215 円	1,363,084,197 円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	233,812,071 円	196,559,166 円
計	185,953,215,931 円	163,104,244,131 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	185,953,215,931 口	163,104,244,131 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成21年9月9日現在		平成22年3月9日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	186,479,551,359	△5,631,026,248	154,722,360,553	△1,395,978,461
特殊証券	—	—	4,373,800,103	42,493,550
合計	186,479,551,359	△5,631,026,248	159,096,160,656	△1,353,484,911

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成21年3月10日から平成21年9月9日まで、及び平成21年9月10日から平成22年3月9日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成21年3月10日 至 平成21年9月9日	自 平成21年9月10日 至 平成22年3月9日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建資産の売買代金、利金、償還金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	平成21年9月9日 現在				平成22年3月9日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	—	—	—	—	813,690,000	—	811,170,000	2,520,000
アメリカ・ドル	—	—	—	—	813,690,000	—	811,170,000	2,520,000
合計	—	—	—	—	813,690,000	—	811,170,000	2,520,000

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成21年9月9日現在	平成22年3月9日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0336円 (10,336円)	1.0058円 (10,058円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考		
国債証券	アメリカ・ドル	4.25% U.S. TREASURY NOTE 20150815	アメリカ・ドル 15,000,000.000	アメリカ・ドル 16,325,250.000			
		3.625% U.S. TREASURY NOTE 20190815	10,000,000.000	9,965,600.000			
		11.25% U.S. TREASURY BOND 20150215	1,800,000.000	2,555,154.000			
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	19,100,000.000	27,038,342.000			
		8.75% U.S. TREASURY BOND 20200515	1,100,000.000	1,565,344.000			
		7.875% U.S. TREASURY BOND 20210215	1,700,000.000	2,306,679.000			
		8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	107,100,000.000	147,956,508.000			
		8.125% U.S. TREASURY BOND 20210815	23,300,000.000	32,259,549.000			
		7.25% U.S. TREASURY BOND 20220815	7,000,000.000	9,167,200.000			
		7.625% U.S. TREASURY BOND 20221115	3,500,000.000	4,719,505.000			
		7.125% U.S. TREASURY BOND 20230215	1,200,000.000	1,556,904.000			
		6.25% U.S. TREASURY BOND 20230815	60,900,000.000	73,650,633.000			
		7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	30,900,000.000	41,746,209.000			
		7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	8,000,000.000	10,930,240.000			
		4.5% U.S. TREASURY BOND 20390815	73,000,000.000	71,015,130.000			
		アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 363,600,000.000 (32,774,904,000)	アメリカ・ドル 452,758,247.000 (40,811,628,385)	
		イギリス・ポンド		8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	イギリス・ポンド 21,000,000.000	イギリス・ポンド 28,024,500.000	
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	93,200,000.000			125,400,600.000			
6% UNITED KINGDOM GILT BOND 20281207	11,500,000.000			13,628,650.000			
5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20250307	26,000,000.000			27,331,200.000			
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20360307	11,400,000.000			10,767,300.000			
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20271207	1,100,000.000			1,058,860.000			
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 164,200,000.000 (22,249,100,000)	イギリス・ポンド 206,211,110.000 (27,941,605,405)			

オーストラリア・ドル	6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	オーストラリア・ドル 28,200,000.000	オーストラリア・ドル 29,142,726.000	
	5.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	198,000,000.000	194,445,900.000	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	8,000,000.000	8,101,280.000	
オーストラリア・ドル 小計		オーストラリア・ドル 234,200,000.000 (19,211,426,000)	オーストラリア・ドル 231,689,906.000 (19,005,522,989)	
カナダ・ドル	8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20230601	カナダ・ドル 7,000,000.000	カナダ・ドル 9,959,810.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	90,100,000.000	141,096,600.000	
	8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	10,900,000.000	16,174,510.000	
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20140601	1,500,000.000	1,647,300.000	
	4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	26,200,000.000	28,386,128.000	
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	10,200,000.000	11,702,664.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20160601	1,100,000.000	1,162,271.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	29,900,000.000	31,455,398.000	
	4.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20180601	2,600,000.000	2,764,710.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20410601	4,100,000.000	4,045,921.000	
カナダ・ドル 小計		カナダ・ドル 183,600,000.000 (16,098,048,000)	カナダ・ドル 248,395,312.000 (21,779,300,956)	
スウェーデン・ クローナ	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	スウェーデン・クローナ 142,200,000.000	スウェーデン・クローナ 167,551,416.000	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	239,500,000.000	277,956,515.000	
スウェーデン・クローナ 小計		スウェーデン・クローナ 381,700,000.000 (4,839,956,000)	スウェーデン・クローナ 445,507,931.000 (5,649,040,565)	
デンマーク・ク ローネ	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	デンマーク・クローネ 103,700,000.000	デンマーク・クローネ 142,277,437.000	
	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	21,300,000.000	23,229,354.000	
デンマーク・クローネ 小計		デンマーク・クローネ 125,000,000.000 (2,063,750,000)	デンマーク・クローネ 165,506,791.000 (2,732,517,119)	
ノルウェー・ク ローネ	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	ノルウェー・クローネ 40,000,000.000	ノルウェー・クローネ 44,409,200.000	
	4.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20190522	72,100,000.000	76,040,986.000	

ノルウェー・クローネ 小計		ノルウェー・クローネ 112, 100, 000. 000 (1, 712, 888, 000)	ノルウェー・クローネ 120, 450, 186. 000 (1, 840, 478, 842)	
ユーロ	6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	ユーロ 17, 000, 000. 000	ユーロ 21, 954, 820. 000	
	6. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	15, 800, 000. 000	21, 138, 820. 000	
	4. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20410425	12, 000, 000. 000	12, 777, 240. 000	
	3. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20200425	20, 000, 000. 000	20, 081, 800. 000	
	6. 5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20271101	5, 000, 000. 000	6, 109, 800. 000	
	6% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20310501	22, 000, 000. 000	25, 638, 800. 000	
	4. 75% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20130201	18, 000, 000. 000	19, 457, 820. 000	
	4. 25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20130415	30, 000, 000. 000	31, 996, 500. 000	
	4. 25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20200301	67, 000, 000. 000	68, 933, 620. 000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	29, 200, 000. 000	36, 777, 400. 000	
	6. 25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20270715	1, 000, 000. 000	1, 268, 180. 000	
	4. 65% SPANISH GOVERNMENT BOND 20250730	18, 000, 000. 000	18, 481, 500. 000	
	ユーロ 小計	ユーロ 255, 000, 000. 000 (31, 324, 200, 000)	ユーロ 284, 616, 300. 000 (34, 962, 266, 292)	
国債証券 合計		130, 274, 272, 000 [130, 274, 272, 000]	154, 722, 360, 553 [154, 722, 360, 553]	
特殊債券	オーストラリア・ドル	5. 75% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20191021	オーストラリア・ドル 10, 000, 000. 000	オーストラリア・ドル 9, 697, 300. 000
		6. 25% EUROFIMA 20181228	20, 000, 000. 000	19, 624, 200. 000
		5. 625% EUROFIMA 20161024	3, 850, 000. 000	3, 706, 818. 500
		6. 5% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20190820	20, 000, 000. 000	20, 291, 200. 000
	オーストラリア・ドル 小計	オーストラリア・ドル 53, 850, 000. 000 (4, 417, 315, 500)	オーストラリア・ドル 53, 319, 518. 500 (4, 373, 800, 103)	
特殊債券 合計		4, 417, 315, 500 [4, 417, 315, 500]	4, 373, 800, 103 [4, 373, 800, 103]	
合計		134, 691, 587, 500 [134, 691, 587, 500]	159, 096, 160, 656 [159, 096, 160, 656]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
 2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 15 銘柄	100%	25.5%
イギリス・ポンド	国債証券 6 銘柄	100%	17.6%
オーストラリア・ドル	国債証券 3 銘柄 特殊債券 4 銘柄	100%	14.7%
カナダ・ドル	国債証券 10 銘柄	100%	13.7%
スウェーデン・クローナ	国債証券 2 銘柄	100%	3.6%
デンマーク・クローネ	国債証券 2 銘柄	100%	1.7%
ノルウェー・クローネ	国債証券 2 銘柄	100%	1.2%
ユーロ	国債証券 12 銘柄	100%	22.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成22年3月31日

I 資産総額	71,390,588,462 円
II 負債総額	236,100,570 円
III 純資産総額 (I - II)	71,154,487,892 円
IV 発行済数量	91,220,724,629 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.7800 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド 純資産額計算書

平成22年3月31日

I 資産総額	164,701,168,959 円
II 負債総額	60,000,000 円
III 純資産総額 (I - II)	164,641,168,959 円
IV 発行済数量	158,954,120,708 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0358 円

第5 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	0	0
第2 特定期間	0	0
第3 特定期間	0	0
第4 特定期間	25,280,241,490	80,192,863
第5 特定期間	70,310,183,056	677,874,037
第6 特定期間	22,391,443,638	4,517,000,717
第7 特定期間	5,169,234,455	8,107,378,846
第8 特定期間	2,003,809,749	16,976,223,828

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。